

5.3 評価書提出後の手続等の経過

5.3.1 環境影響評価の手続の状況

環境影響評価の手続の状況は、表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1 環境影響評価の手続の状況

項 目	提出年月日	備 考
環境影響評価書	平成 27 年 10 月 5 日	
事後調査計画書	平成 27 年 10 月 19 日	
着工届	平成 27 年 10 月 19 日	
変更届	平成 28 年 5 月 17 日	事業計画の変更
事後調査報告書 (その 1)	平成 29 年 2 月 27 日	地盤、水循環、廃棄物
事後調査報告書 (その 2)	平成 29 年 12 月 19 日	地盤、水循環、廃棄物

5.3.2 許認可等の状況

許認可等の状況は、表 5.3-2 に示すとおりである。

表 5.3-2 本事業に係る許認可の状況

許認可	根拠法令	期 日
都市計画決定	都市計画法第 11 条	平成 15 年 11 月 6 日
建築物の確認	建築基準法第 6 条の 2	平成 27 年 12 月 17 日
計画変更確認申請	建築基準法第 6 条の 2	平成 28 年 8 月 9 日
工場設置認可	東京都環境確保条例第 81 条第 1 項	平成 28 年 3 月 11 日
産業廃棄物処理施設設置許可	廃棄物処理法第 15 条	平成 28 年 5 月 31 日
検査済証	建築基準法第 7 条の 2 第 5 項	平成 29 年 3 月 28 日
汚染土壌処理業許可	土壌汚染対策法第 22 条	平成 29 年 5 月 22 日
産業廃棄物収集運搬業許可	廃棄物処理法第 14 条第 1 項	平成 29 年 6 月 1 日
産業廃棄物処分業許可	廃棄物処理法第 14 条第 6 項	平成 29 年 6 月 1 日

5.3.3 事後調査の進捗状況

事後調査の進捗状況は表 5.3-3 に示すとおりである。今回の調査は、「工事の完了後」であり、工事の完了後における調査内容は、施設稼働後における大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、地盤、水循環、景観、廃棄物、温室効果ガス並びに環境保全措置の実施状況についてである。

6. 環境保全のための措置の実施状況

環境保全措置のための措置の実施状況は、表 6.1(1)～(14)及び写真 6-1～22 に示すとおりである。

なお、工事完了以降、「大気汚染」、「悪臭」、「騒音・振動」、「水質汚濁」、「地盤」、「水循環」、「景観」、「廃棄物」及び「温室効果ガス」に関する苦情等はない。

表 6.1(1) 環境保全のための措置の実施状況（大気汚染）

	環境保全のための措置	実施状況
施設に関する保全のための措置	埋設廃棄物等の受入れ及び保管は屋内で行う。	埋設廃棄物等の受入れ及び保管は基本的に屋内で行われている。（写真 6-1）（写真 6-2） 一部屋外での受入れについては、以下のとおりである。 屋外にある洗浄施設②は、施設の周囲三方をコンクリート壁で囲み、飛散防止を図っている。また、受入れ物は、含水率の高い汚泥であり、大気中への飛散の可能性は低い。（写真 6-3） 受入れ場所が不足していたため、北側の付属棟 1 で汚染土壌の受入れを平成 29 年 12 月より行っているが、受入れる物として大気中への拡散の恐れがあるような第一種特定物質や水銀を含む汚染土壌は扱わないこととしている。また、施設の周囲三方をコンクリート壁で囲んだ屋根付きのヤードで受入れを行い、清掃車（スイーパー）で常時、粉じんを清掃することで、大気中への飛散を防止している。（写真 6-4）（写真 6-5）
	受入れ施設は、密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最小限にとどめる。	建屋内の受入れ施設は、受入れ時のみシャッターを開き、受入れを行うことで、外部との開口部分は必要最小限としている。建屋外の受入れ施設は、外部への飛散を抑えるため、屋根付きの施設の周囲三方をコンクリート壁で囲み、飛散防止を図っている。（写真 6-2）（写真 6-4）
	排出事業所の排出予定をもとに処理計画及び出荷計画を立てる。	処理計画及び出荷計画の策定の際には、排出事業所の排出予定をもとに、場内での保管量及び処理量に無理が無いよう処理計画及び出荷計画を立てている。
	廃棄物等の受入時には、マニフェスト及び汚染土壌管理票により事前情報との相違がないことを確認し受入状況を記録する。	廃棄物等の受入時には、初回受入れ前に事前情報をもらい処理工程を計画する。その後の受入れの際にはマニフェスト及び汚染土壌管理票により事前情報との相違がないことを確認し受入状況を記録している。（写真 6-6）

表 6.1(2) 環境保全のための措置の実施状況 (大気汚染)

環境保全のための措置	実施状況
<p>自主管理目標を達成するため、埋設廃棄物等の受け入れ判断は、事前情報（廃棄物の種類・量、汚染土壌の調査結果等）及びサンプルを入手し、必要に応じて検査・分析を行い、受入可否を判断する。</p>	<p>自主管理目標を達成するため、埋設廃棄物等の受け入れ判断は、事前情報（廃棄物の種類・量、汚染土壌の調査結果等）及びサンプルを入手し、必要に応じて検査・分析を行い、受入可否を判断している。</p> <p>（自主管理目標：汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第2.1版）表2.2.1-5 大気有害物質と許容限度）（写真6-6）（写真6-7）</p>
<p>分級・破碎施設、洗浄施設、混合施設及び原料保管ピットは、負圧管理された建屋内に設置し有害物質の漏洩防止に努める。</p>	<p>有害物質の管理が必要な受入物については、負圧管理された建屋内にある分級・破碎施設、洗浄施設①、混合施設及び原料保管ピットにて受入れ及び処理を行い、有害物質の漏洩防止に努めている。（写真6-8）</p>
<p>負圧管理により吸引した空気は、バグフィルター及び活性炭吸着塔により処理して大気中に放出する。また、バグフィルター及び活性炭吸着塔の性能の維持管理に努める。</p>	<p>負圧管理により吸引した空気は、バグフィルター及び活性炭吸着塔により処理して大気中に放出している。また、中央監視装置で吸引性能のモニタリングをしており、バグフィルター及び活性炭吸着塔の吸引性能が落ちた際は、速やかに交換が行えるようにしている。（写真6-8）（写真6-9）</p>
<p>負圧管理の状態が極力保たれるように、2階の搬入車両の出入り口には高速電動シャッターを設置するとともに、風の吹き抜け防止のため入口側シャッターと出口側シャッターが同時開放されない設備構成とする。</p>	<p>搬入は北側シャッターでのみ行い、西側シャッターは利用しないため搬入時に同時開放することは基本的でない。必要に応じて西側シャッターを開放する際は、北側シャッターを閉めるよう配慮している。</p>
<p>施設内を走行する搬出入車両等については、アイドリングストップの励行に努め、車両が特定の時間に集中しないよう適正な運行管理を実施する。</p>	<p>施設内を走行する搬出入車両等については、アイドリングストップの励行に努め、車両が特定の時間に集中しないよう、事前に運送会社と時間調整を行い、適正な運行管理を実施している。</p>

施設に関する保全のための措置

表 6.1(3) 環境保全のための措置の実施状況 (大気汚染)

	環境保全のための措置	実施状況
搬出入車両に関する保全のための措置	搬出入車両は規制速度を遵守する。	搬出入車両の規制速度は遵守されている。
	走行ルートは一方に偏らず分散して搬出入を行う。	必要に応じて走行ルートを調整し、一方に偏らず分散して搬出入を行っている。
	搬出入車両及び業務用車両は、低燃費、低排出ガスの車両を採用する。	搬出入車両及び業務用車両は、低燃費、低排出ガスの車両を採用している。(尿素 SCR システム) (写真 6-10) (写真 6-11)
	搬出入車両はすべて事前に登録し、登録車以外の車両は入場させない。	搬出入車両はすべて事前に登録し、登録情報を入力した I C カードを各社に配布し、入場時にチェックすることで登録車以外の車両を制限している。
	搬出入車両の運転者（協力会社を含めて全員）に対しては、事前に安全運転教育を実施し、規制速度の遵守、アイドリングストップの遵守、空ぶかしの禁止及びエコ運転を周知する。	搬出入車両の運転者に対しては、事前に安全運転教育を実施し、規制速度の遵守、アイドリングストップの遵守、空ぶかしの禁止及びエコ運転を周知している。
	昼間の搬出入車両台数の集中を抑えるため、運行管理システムを用いて搬出入車両の集中及び渋滞を緩和し、最適な運行を管理する。	昼間の搬出入車両台数の集中を抑えるため、時間調整をすることで搬出入車両の集中及び渋滞を緩和し、運行を管理している。
	処理済物等の搬出にあたっては、搬出台数を分散させることや、スーパーエコタウン事業地内に立地している廃棄物処理・リサイクル施設の企業者へ搬出する。	処理済物等の搬出にあたっては、搬出台数を分散させることや、スーパーエコタウン事業地内に立地している廃棄物処理・リサイクル施設の企業者へ搬出している。

表 6.1 (4) 環境保全のための措置の実施状況 (悪臭)

環境保全のための措置	実施状況
埋設廃棄物等の受入れ及び保管は屋内で行う。	埋設廃棄物等の受入れ及び保管は基本的に屋内で行われている。(写真 6-1) (写真 6-2)一部屋外での受入れについては、以下のとおりである。 屋外にある洗浄施設②は、施設の周囲三方をコンクリート壁で囲み、飛散防止を図っている。(写真 6-3) 受入れ場所が不足していたため、北側の付属棟 1 で汚染土壌の受入れを平成 29 年 12 月より行っている。施設の周囲三方をコンクリート壁で囲んだ屋根付きのヤードで受入れを行い、飛散防止を図っている。また、場内の巡回を行い、悪臭の発生がないか直接確認している。(写真 6-4)
受入れ施設は、密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最小限にとどめる。	建屋内の受入れ施設は、受入れ時のみシャッターを開き、受入れを行うことで、外部との開口部分は必要最小限としている。建屋外の受入れ施設は、外部への飛散を抑えるため、屋根付き施設の周囲三方をコンクリート壁で囲み、臭気の拡散防止に努めている。(写真 6-2) (写真 6-4)
受入ピット、分級・破砕施設、洗浄施設、混合施設の原料保管ピットは、負圧管理し悪臭の漏洩防止に努める。	悪臭の発生が認められる受入物については、負圧管理された建屋内にある分級・破砕施設、洗浄施設①、混合施設及び原料保管ピットにて受入れ及び処理を行い、悪臭の漏洩防止に努めている。(写真 6-8)
負圧管理により吸引した空気は、バグフィルター及び活性炭吸着塔により処理して大気中に放出する。	負圧管理により吸引した空気は、バグフィルター及び活性炭吸着塔により処理して大気中に放出している。(写真 6-9)
負圧管理の状態が極力保たれるように、2 階の搬入車両の出入り口には高速電動シャッターを設置するとともに、風の吹き抜け防止のため入口側シャッターと出口側シャッターが同時開放されない設備構成とする。	搬入は北側シャッターでのみ行い、西側シャッターは利用しないため搬入時に同時開放することは基本的にない。必要に応じて西側シャッターを開放する際は、北側シャッターを閉めるよう配慮している。
搬入出車両の車体に付着した土壌や運搬物を、施設退出時に洗車装置で洗浄する。洗浄後の排水は、洗浄施設の排水槽に導入し、排水処理して再利用する。	搬入出車両の車体に付着した土壌や運搬物を、施設退出時に洗車装置で洗浄している。洗浄後の排水は、洗浄施設②の受入れピットに導入し、洗浄処理して再利用している。(写真 6-12)
廃棄物等の受け入れ判断は、事前情報 (廃棄物の種類・量、汚染土壌の調査結果等) 及びサンプルを入手し、必要に応じて検査・分析を行い、受入可否を判断する。	廃棄物等の受け入れ判断は、事前情報 (廃棄物の種類・量、汚染土壌の調査結果等) 及びサンプルを入手し、必要に応じて検査・分析を行い、受入可否を判断している。(写真 6-7)
廃棄物等の受入時には、マニフェスト及び汚染土壌管理票により事前情報との相違がないことを確認し受入状況を記録する。	廃棄物等の受入時には、初回受入れ前に事前情報をもらい処理工程を計画する。その後の受入れの際にはマニフェスト及び汚染土壌管理票により事前情報との相違がないことを確認し受入状況を記録している。(写真 6-6)
日々の処理状況及び脱臭設備の運転状況等を記録し、処理計画に従った施設の運転管理を行う。	日々の処理状況は日報に、脱臭設備の運転状況等は中央監視装置で記録し、処理計画に従った施設の運転管理を行っている。

表 6.1(5) 環境保全のための措置の実施状況（悪臭）

環境保全のための措置	実施状況
屋外に設置する洗浄施設②は、揮発性有害物質等に汚染された悪臭の対策を必要とする埋設廃棄物等の処理は行わず、受入れピット以外は密閉式とする。	屋外に設置した洗浄施設②及び付属棟 1 では揮発性有害物質等に汚染された、悪臭が発生する恐れのある土壌等は洗浄しないため、洗浄水を処理する水処理施設に悪臭の影響はない。
屋外に設置した水処理施設は、処理工程を密閉式とし、排出された脱水ケーキは負圧管理された建屋（付属棟 3）で保管する。	屋外に設置した水処理施設は、処理工程は一部開放式であるが、揮発性有害物質等に汚染された悪臭の対策を必要とする汚染土壌からの排水は取り扱っていないため影響はない。また、排出された脱水ケーキは負圧管理された建屋（付属棟 3）で保管している。（写真 6-13）
揮発性有害物質等に汚染された悪臭の対策を必要とする埋設廃棄物等を建屋内で処理した処理済物を付属棟へ運搬するときは密閉式トラックにより外気と接触させないこととする。	揮発性有害物質等に汚染された悪臭の対策を必要とする埋設廃棄物等を建屋内で処理した処理済物を付属棟へ運搬するときは密閉式トラックにより外気と接触させないようにしている。（写真 6-14）

表 6.1(6) 環境保全のための措置の実施状況（騒音・振動）

環境保全のための措置	実施状況
分級破碎施設、洗浄施設、混合施設は屋内に設置する。	分級破碎施設、洗浄施設①、混合施設は屋内に設置されている。洗浄施設②は屋外に設置されているが、建屋及びコンクリート壁で周囲を囲む位置に配置しており、騒音・振動の周囲への影響を抑えている。（写真 6-3）
北側敷地境界の 1 階の搬出車両出入り口付近に高さ 2 m の遮音壁を設置する。	北側敷地境界の搬出車両出入り口付近に高さ 2 m の遮音壁を設置している。
建屋の壁面のうち 1 階部はコンクリート造、2 階部はサンドイッチパネル造、屋根を二重の折板鋼板とし、十分な透過損失の得られる部材を使用する。	建屋の壁面のうち 1 階部はコンクリート造、2 階部はサンドイッチパネル造、屋根を二重の折板鋼板とし、十分な透過損失の得られる部材を使用している。
2 階の搬入車両の出入り口には高速電動シャッターを設置し、出入り時以外は閉める。	搬出入口には高速電動シャッターを設置し、出入り時以外は閉めている。（写真 6-2）
設備機器に異音や異常な振動がある場合は、直ちに停止し点検もしくは修理を行う。	設備機器に異音や異常な振動がある場合は、直ちに停止し点検もしくは修理を行う。作業機械や運搬車両を適切に誘導し、徐行を徹底させることで走行に伴う騒音・振動を抑制している。
1 階の搬出車両出入り口は、出入りするとき以外はシャッターを閉める。	建屋の出入口は、出入りするとき以外はシャッターを閉めている。（写真 6-2）
事後調査結果を踏まえ、必要に応じて設備機器に対する防音対策を検討する。	目標値は守られており、現在のところ追加の防音対策は検討していない。
北西側に設置する送風機は敷地境界に近いことから鋼板及びグラスウールを用いた防音室内に設置し、敷地外への騒音対策を行う。	北西側に設置した送風機は敷地境界に近いことから鋼板及びグラスウールを用いた防音室内に設置した。（写真 6-9）
北側敷地境界及び西側敷地境界の一部には、遮音効果の高いコンクリート壁もしくは遮音スチール壁を設置する。	北側敷地境界及び西側敷地境界の一部には、遮音効果の高いコンクリート壁及び遮音スチール壁を設置した。

表 6.1(7) 環境保全のための措置の実施状況（騒音・振動）

	環境保全のための措置	実施状況
搬出入車両に関する保全のための措置	搬出入車両は、規制速度を遵守する。	搬出入車両の規制速度は遵守されている。
	走行ルートは一方に偏らず分散して搬出入を行う。	走行ルートは事前の運送会社との調整によりルートの指定を行い、一方に偏らないよう分散して搬出入を行っている。
	搬出入車両はすべて事前に登録し、登録車以外の車両は入場させない。	搬出入車両はすべて事前に登録し、登録情報を入力したICカードを各社に配布し、入場時にチェックすることで登録車以外の車両を制限している。
	搬出入車両の運転者（協力会社を含めて全員）に対しては、事前に安全運転教育を実施し、規制速度の遵守、アイドリングストップの遵守、空ぶかしの禁止及びエコ運転を周知する。	搬出入車両の運転者（協力会社を含めて全員）に対しては、事前に安全運転教育を実施し、規制速度の遵守、アイドリングストップの遵守、空ぶかしの禁止及びエコ運転を周知している。
	昼間の搬出入車両台数の集中を抑えるため、運行管理システムを用いて搬出入車両の集中及び渋滞を緩和し、最適な運行を管理する。	昼間の搬出入車両台数の集中を抑えるため、事前の情報管理と運行管理システムを用いて搬出入車両の集中及び渋滞を緩和し、最適な運行を管理している。
	処理済物等の搬出にあたっては、搬出台数を分散させることや、スーパーエコタウン事業地内に立地している廃棄物処理・リサイクル施設の企業者へ搬出する。	処理済物等の搬出にあたっては、搬出台数を分散させることや、スーパーエコタウン事業地内に立地している廃棄物処理・リサイクル施設の企業者へ搬出している。

表 6.1(8) 環境保全のための措置の実施状況（水質汚濁）

環境保全のための措置	実施状況
洗浄施設に設置する原水槽、薬品反応槽、角型シクナー、汚泥濃縮槽などの各施設は、すべて防水加工した防液堤で囲まれた場所に設置する。	洗浄施設に設置する原水槽、薬品反応槽、角型シクナー、汚泥濃縮槽などの各施設は、すべて防水加工した防液堤で囲まれた場所に設置している。 (写真 6-15)
処理後の洗浄水を貯留するプラント用排水槽は、水密性の高いコンクリートを使用した塗膜防水とする。	処理後の洗浄水を貯留するプラント用排水槽は、水密性の高いコンクリートを使用した塗膜防水である。
プラント排水槽の防水性能を維持するため、定期的に漏水の点検を実施する。	プラント排水槽の防水性能を維持するため、定期的に漏水の点検を実施している。
敷地内の地表面の施工について、地下浸透は敷地の周囲に設ける緑地のみとし、それ以外は雨水等が地下浸透しない舗装とする。地下浸透しない舗装面の雨水処理については、今後、関係機関と協議を行ったうえで、適正に処理して放流する。	敷地内の地表面の施工について、地下浸透は敷地の周囲に設ける緑地のみとし、それ以外は雨水等が地下浸透しない舗装となっている。(写真 6-2) 地下浸透しない舗装面の雨水処理については、水処理施設で処理した後、下水道放流している。
搬入出車両の車体に付着した土壌や運搬物を、施設退出時に洗車装置で洗浄する。洗浄後の排水は、洗浄施設の排水槽に導入し、排水処理して洗浄水として再利用する。	搬入出車両の車体に付着した土壌や運搬物を、施設退出時に洗車装置で洗浄する。(写真 6-12) 洗浄後の排水は、洗浄施設の排水槽に導入し、排水処理して洗浄水として再利用している。
地下浸透による影響がないことを確認するため、敷地の四角に地下水の観測井戸を設置し、「汚染土壌処理業に関する省令」（平成 21 年 10 月 22 日 環境省令第 10 号）に基づき 3 ヶ月に 1 回の水質調査を行う。	地下浸透による影響がないことを確認するため、敷地の四角に地下水の観測井戸を設置し、「汚染土壌処理業に関する省令」（平成 21 年 10 月 22 日 環境省令第 10 号）に基づき 3 ヶ月に 1 回の水質調査を行っている。(写真 6-16)
事故時には「水質汚濁防止法」、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき、有害物質等を含む水が、公共用水域に排出、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるときは、直ちに、有害物質等を含む水の排出又は浸透の防止措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都知事に届け出るものとする。	施設の稼働開始以降（平成 29 年 6 月 1 日～）、届け出る事象は発生していない。
廃棄物等の受け入れ判断は、事前情報（廃棄物種類・量、汚染土壌の調査結果等）及びサンプルを入手し、必要に応じて検査・分析を行い、受入可否を判断する。	廃棄物等の受け入れ判断は、事前情報（廃棄物の種類・量、汚染土壌の調査結果等）及びサンプルを入手し、必要に応じて検査・分析を行い、受入可否を判断している。(写真 6-6) (写真 6-7)

表 6.1(9) 環境保全のための措置の実施状況（水質汚濁）

環境保全のための措置	実施状況
廃棄物等の受入時には、マニフェスト及び汚染土壌管理票により事前情報との相違がないことを確認し受入状況を記録する。	廃棄物等の受入時には、マニフェスト及び汚染土壌管理票により事前情報との相違がないことを確認し受入状況を記録している。（写真 6-6）
日々の処理状況及び排水処理設備の運転状況等を記録し、処理計画に従った施設の運転管理を行う。	日々の処理状況及び排水処理設備の運転状況等を記録し、処理計画に従った施設の運転管理を行っている。
敷地内の搬出入車両の通行路面上に飛散する土壌の清掃に努める。	敷地内の搬出入車両の通行路面上に飛散する土壌の清掃に努めている。（写真 6-5）

表 6.1(10) 環境保全のための措置の実施状況（地盤）

環境保全のための措置	実施状況
基礎杭は、既成コンクリート杭（Φ600～Φ1200、約 65 本）を用いて、深度約 G.L. -70m の上総層群高砂層（Tas）を支持層として構築され、その基礎杭の設置は、地下水の流向を遮断する構造ではない。	基礎杭は、既成コンクリート杭（Φ800～Φ1,000、57 本）を用いて、深度約 G.L. -70m の上総層群高砂層（Tas）を支持層として構築されている。年 4 回の地下水水位測定の結果、著しい変動は確認されていないことから、地下水の流向を遮断していないものと考ええる。
地下構造物は、基礎杭の上部に地盤面から G.L. -1 ～-4 m 程度の構造とする。	地下構造物は、基礎杭の上部に地盤面から G.L. -1 ～-4 m 程度である。

表 6.1(11) 環境保全のための措置の実施状況（水循環）

環境保全のための措置	実施状況
地下構造物は、地盤面から G.L. -1 ～-4 m 程度の構造とする。	地下構造物は、地盤面から G.L. -1 ～-4 m 程度の構造である。
計画地内の緑化に努め、地下水への涵養を図る。	緑化面積は 1,273.53 m ² であり、外周部にクスノキ、マテバシイ、クロガネモチ、ハマヒサカキなどを植栽しており、地下水への涵養が図られている。（写真 6-17）（写真 6-18）
大田区「雨水流出抑制施設技術指針」に基づき、雨水流出抑制として、浸透施設及び貯留施設を設ける。	大田区「雨水流出抑制施設技術指針」に基づき、雨水流出抑制として、貯留施設を設けている。（写真 6-19）
敷地内の地表面の施工について、地下浸透は敷地の周囲に設ける緑地のみとし、それ以外は雨水等が地下浸透しない舗装とする。地下浸透しない舗装面の雨水処理については、今後、関係機関と協議を行ったうえで、適正に処理して放流する。	敷地内の地表面の施工について、地下浸透は敷地の周囲に設ける緑地のみとし、それ以外は雨水等が地下浸透しない舗装となっている。地下浸透しない舗装面の雨水処理については、水処理施設で処理した後、下水道放流している。（写真 6-2）
日々の処理状況及び排水処理設備の運転状況等を記録し、処理計画に従った施設の運転管理を行う。	日々の処理状況及び排水処理設備の運転状況等を記録し、処理計画に従った施設の運転管理が行われている。

表 6.1(12) 環境保全のための措置の実施状況（景観）

環境保全のための措置	実施状況
施設の意匠、色彩及び形状を周辺施設と類似させることで、地域景観との調和を図る。	施設の意匠、色彩及び形状を周辺施設と類似させており、地域景観との調和は図られている。
敷地の外周部に緑地を設け、良好な景観形成を図る。	外周部にクスノキ、マテバシイ、クロガネモチ、ハマヒサカキを植栽し、良好な景観が形成されている。(p.11 写真 5.2-1) (写真 6-17) (写真 6-18)

表 6.1(13) 環境保全のための措置の実施状況（廃棄物）

環境保全のための措置	実施状況
金属は金属回収業者へ、可燃系廃棄物はサーマルリサイクル業者へ、不燃系廃棄物はマテリアルリサイクル業者へ、選別土壌（汚染無し）、砂、細砂は建設業者等へ出荷し再資源化を図る。	金属は金属回収業者へ、可燃系廃棄物はサーマルリサイクル業者へ、不燃系廃棄物はマテリアルリサイクル業者へ、選別土壌（汚染無し）、砂、細砂は建設業者等へ出荷し再資源化を図っている。
選別土壌（汚染土壌）は、セメント製造施設及び他の汚染土壌処理施設へ搬出し、再資源化を図る。	選別土壌（汚染土壌）は、セメント製造施設及び他の汚染土壌処理施設へ搬出し、再資源化を図っている。
再資源化が困難な処理済物は、管理型最終処分場へ搬出する。	再資源化が困難な処理済物は、管理型最終処分場へ搬出している。
脱水汚泥は、可能な限りセメント製造施設や土壌処理施設に出荷し、再資源化を図る。	脱水汚泥は、可能な限りセメント製造施設や土壌処理施設に出荷し、再資源化を図っている。

表 6.1(14) 環境保全のための措置の実施状況 (温室効果ガス)

環境保全のための措置	実施状況
屋上（北側）に太陽光発電パネル 50kW 程度を設置し、その電力は売電する。	屋上（北側）に太陽光発電パネル 49.5kW を設置し、その電力は施設の稼働用電力として使用している。（写真 6-20）
計画地内の緑化を推進し、二酸化炭素吸収量増加を図る。	敷地の周囲に植栽を施し、二酸化炭素吸収量の増加を図っている。（写真 6-17）（写真 6-18）
工場内、事務所内は、極力自然採光・自然換気として照明、換気の電力消費を抑える。また、外壁には断熱性能の高い ALC パネルや断熱材を使用することで、熱負荷の軽減を図り空調機の電力消費を抑える。	工場内、事務所内は、極力自然採光・自然換気として照明、換気の電力消費を抑えている。また、外壁には断熱性能の高い ALC パネルや断熱材を使用することで、熱負荷の軽減を図り空調機の電力消費を抑えている。
工場棟内及び街灯は LED 照明とする。	一般室内や廊下の照明は、高効率・高出力器具（Hf、LED 照明等）を主体とし、省エネルギー化を図っている。（写真 6-21）
設備機器は、最新の高効率機器を優先して採用する。	設備機器は、最新の高効率機器を優先して採用している。
搬出入車両および業務用車両は、低燃費、低排出ガスの車両を採用し、アイドリングストップ等のエコドライブを推進する。	搬出入車両および業務用車両は、低燃費、低排出ガスの車両を採用し、アイドリングストップ等のエコドライブを推進している。（写真 6-10）（写真 6-11）
稼働状況は中央制御室で一元管理し、効率的な施設稼働を行う。	稼働状況は中央操作室で一元管理し、効率的な施設稼働を行っている。（写真 6-22）

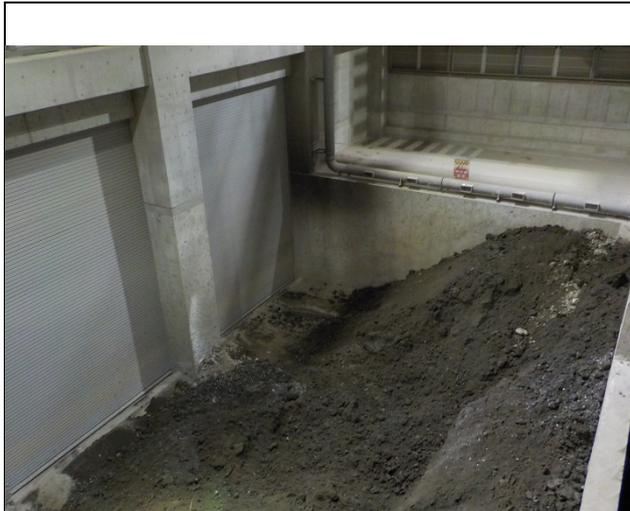


写真 6-1 屋内保管



写真 6-2 外部との開口部、場内舗装



写真 6-3 洗浄施設②



写真 6-4 保管ヤード



写真 6-5 場内清掃



写真 6-6 事前情報



写真 6-7 廃棄物等の検査・分析



写真 6-8 負圧管理状況



写真 6-9 排ガス処理設備



写真 6-10 低公害業務車両



写真 6-11 低公害搬出入車両



写真 6-12 洗車設備



写真 6-13 付属棟 3



写真 6-14 密閉式トラック



写真 6-15 防液提



写真 6-16 観測井戸



写真 6-17 植栽状況 (1)

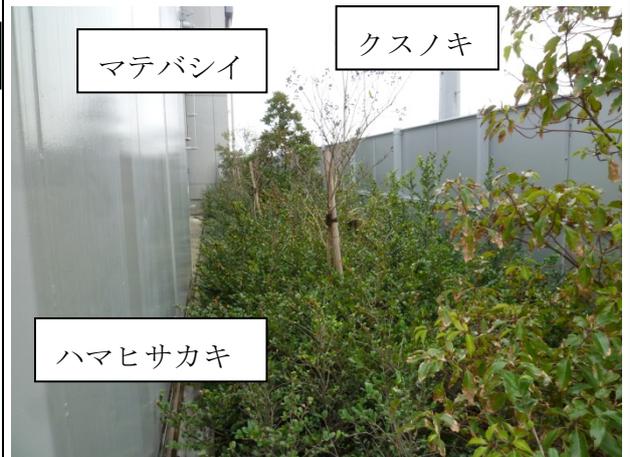


写真 6-18 植栽状況 (2)



写真 6-19 貯留施設



写真 6-20 太陽光パネル



写真 6-21 LED照明



写真 6-22 中央操作室